

# 託送供給等特例認可申請書

契託制第20号  
令和2年9月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続	供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	受電場所	同上
	受給場所	供給場所	同上
供給電力	同上		
供給電圧	同上		
電気方式及び周波数	同上		
料金その他の供給条件の内容	同上		
供給開始年月日及び有効期間	令和2年10月1日以降相当の期間		

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

### 1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）にもとづき、九州電力株式会社、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

### 2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから九州電力株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

### 3 接続供給の停止

需要者が、九州電力株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力、第2深夜電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をさせていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

#### 4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、九州電力株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

#### 5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

附

則

## 附 則

- 1 本供給条件は，令和2年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月24日付け20200227資第36号認可。）は廃止する。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年10月1日以降相当の期間、当社の供給区域において、九州電力株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が九州電力株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施するため、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年3月24日に認可を受けておりますが、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。